

2014年10月

お客様各位

川崎汽船株式会社  
自動車船営業グループ  
米州チーム

### チリ向け B/L(マニフェスト)記載事項の御案内

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。  
平素は弊社サービスをご利用頂き、誠にありがとうございます。

さて、チリ税関におきまして、新規規則が制定されましたので下記の通りご案内申し上げます。

既にご手配頂いているお客様もいらっしゃるかと存じますが、今一度ご確認頂けます様、  
何卒宜しくお願い申し上げます。  
今後も引き続き弊社サービスをご愛顧の程、宜しくお願い申し上げます。

敬具

#### 記

- 適用対象貨物 : チリ向け貨物 (T/S 貨物を含む)
- 適用開始日 : 2014年10月1日揚げ地到着の本船より
- マニフェスト記載注意事項:
  - Shipper
    - 正式名称、住所、TEL 番号もしくは e-mail アドレス
  - Consignee/Notify Party
    - 正式名称、住所、TEL 番号もしくは e-mail アドレス
    - RUT (TAX ID) ※Consignee/Notify Party がチリの国外である場合は不要。
    - Consignee が forwarder の場合、名称、住所、TEL 番号もしくは e-mail アドレスの後に”FORWARDER”の文言の記載
  - Description
    - 具体的な品名
    - Freight Prepaid/Collect の表記
  - 危険品の場合は、IMO No., Class の記載が必要
  - アタッチシート不可
    - マーク、品名無しで、”AS PER ATTACHED SHEET”の記載は不可

※情報に不備があった場合、ペナルティ、荷揚げ不可の可能性がございます。

以上